

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第十二条第一項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないので、同法第十三条第一項後段の規定により、次のとおり公告する。

令和三年十一月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 講ずべき措置の内容

宇陀市室生多田五六四―一において残置された次の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の型式等					
	定格容量	製造者	型式	製造年	台数	総重量
サ 高圧コンデン	A 二〇kV	東京芝浦電 気（株）	SRTR― A3ER	昭和四十 二年	一台	g 二二k
サ 高圧コンデン	A 三〇kV	東京芝浦電 気（株）	SRTR― A6FKR	昭和四十 二年	一台	g 三六k
サ 高圧コンデン	A 三〇kV	東京芝浦電 気（株）	SRTR― A6FR	昭和四十 二年	一台	g 二七k
サ 高圧コンデン	A 二〇kV	松下電器産 業（株）	ZB―六六 二〇三R―	昭和四十 二年	一台	g 二五k

二 措置の期限

令和三年十二月二十四日

三 知事による措置

保管事業者が一の措置を二の期限までに講じないときは、知事が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することがある。

四 問合せ先

奈良県水循環・森林・景観環境部廃棄物対策課

電話 ○七四二―二七―八七四七